

# キャリア決済サービス利用規約

## 第1章 通則

### (適用範囲)

第1条 この利用規約（以下「本規約」という）は、キャリア決済サービスに係るPG マルチペイメントサービスに関して適用される。本規約に定めのない事項（用語の定義を含む）については「PG マルチペイメントサービス利用規約」（以下「利用規約」という）第1章の定めによる。本規約の定めと利用規約第1章の定めが矛盾抵触する場合には、本規約の定めによる。

### (用語の定義)

第2条 本規約における用語の定義は以下の各号のとおりとする。

- |                               |  |
|-------------------------------|--|
| (1) au PAY (au かんたん決済)        | 甲を売主とする商品の代金等を、KDDI 株式会社（以下「KDDI」という）への当該代金等に係る債権譲渡の手段又は KDDI が定めるその他の手段によって決済すること。その詳細は au PAY (au かんたん決済) 加盟店契約の定めるところによる                              |
| (2) au PAY (au かんたん決済) サービス   | PG が提供する au PAY (au かんたん決済) による商品の代金等の決済の支援を目的としたデータ処理等を実施するサービスであって、本規約が定めるもの   |
| (3) au PAY (au かんたん決済) 加盟店契約  | 本加盟店契約のうち、甲と KDDI との間で締結される au PAY (au かんたん決済) に関する契約  |
| (4) au PAY (ネット支払い) 決済        | 甲を売主とする商品の代金等を、KDDI への当該代金等に係る債権譲渡の手段又は KDDI が定めるその他の手段によって決済すること。その詳細は au PAY (ネット支払い) 決済加盟店契約の定めるところによる  |
| (5) au PAY (ネット支払い) 決済サービス    | PG が提供する au PAY (ネット支払い) 決済による商品の代金等の決済の支援を目的としたデータ処理等を実施するサービスであって、本規約が定めるもの  |
| (6) au PAY (ネット支払い) 決済加盟店契約   | 本加盟店契約のうち、甲と KDDI との間で締結される au PAY (ネット支払い) 決済に関する契約   |
| (7) d 払い決済                    | 甲を売主とする商品の代金等を、株式会社 NTT ドコモ（以下「NTT ドコモ」という）への当該代金等に係る立替払い又は債権譲渡の手段によって決済すること。その詳細は d 払い決済加盟店契約の定めるところによる   |
| (8) d 払い決済サービス                | PG が提供する d 払い決済による商品の代金等の決済の支援を目的としたデータ処理等を実施するサービスであって、本規約が定めるもの  |
| (9) d 払い決済加盟店契約               | 本加盟店契約のうち、甲と NTT ドコモとの間で締結される d 払い決済に関する契約   |
| (10) ソフトバンクまとめて支払い (B) 決済     | 甲を売主とする商品の代金等を、ソフトバンク株式会社（以下「SB」という）及び SB ペイメントサービス株式会社（以下「SBPS」といい、SB と合わせて「SB 等」という）への当該代金等に係る債権譲渡の手段によって決済すること。その詳細はソフトバンクまとめて支払い (B) 加盟店契約の定めるところによる |
| (11) ソフトバンクまとめて支払い (B) 決済サービス | PG が提供するソフトバンクまとめて支払い (B) 決済による商品の代金等の決済の支援を目的としたデータ処理等を実施するサービスであって、本規約が定めるもの   |
| (12) ソフトバンクまとめて支払い (B) 加盟店契約  | 本加盟店契約のうち、甲と SB 等との間で締結されるソフトバンクまとめて支払い (B) 決済に関する契約   |
| (13) キャリア決済                   | au PAY (au かんたん決済)、au PAY (ネット支払い) 決済、d 払い決済、ソフトバンクまとめて支払い (B) 決済その他本規約（第2章以下を含む）に定める決済手段の総称（甲が利用している決済に限る。以下同じ）   |
| (14) キャリア決済サービス               | au PAY (au かんたん決済) サービス、au PAY (ネット支払い) 決済サービス、d 払い決済サービス、ソフトバンクまとめて支払い (B) 決済サービスその他本規約（第2章以下を含む）に定める決済サービスの総称  |
| (15) キャリア決済事業者                | 本決済事業者のうち、KDDI、NTT ドコモ、SB 等の総称   |
| (16) キャリア決済加盟店契約              | au PAY (au かんたん決済) 加盟店契約、au PAY (ネット支払い) 決済加盟店契約、d 払い決済加盟店契約、ソフトバンクまとめて支払い (B) 加盟店契約その他本規約に定める本加盟店契約の総称  |
| (17) 会員                       | キャリア決済によって商品を購入すること又は商品の提供を受けることを目的とした契約をキャリア決済事業者との間で締結している者  |

### (キャリア決済サービスに関する本サービスの内容)

第3条 キャリア決済サービスの内容は、利用規約第1章第1節に定めるとおりとする。

### (キャリア決済サービスに関する本サービスの利用)

第4条 キャリア決済サービスの利用は、利用規約第1章第1節に定めるとおりとする。

**(キャリア決済サービスの利用の対価)**

第5条 甲は、キャリア決済サービスの利用の対価として本申込書等記載の初期導入費用等及びこれらに対する消費税等相当額をPGに支払う。その支払方法に関しては、利用規約第6条の規定を準用する。

**(キャリア決済のサービス終了に伴う措置)**

第6条 キャリア決済事業者は、社会情勢の変化、関係法令及び関係省庁等による告示・通達・ガイドライン等の改廃、その他キャリア決済事業者の裁量により、キャリア決済の全部又は一部を終了又は廃止することがあり、この場合、キャリア決済事業者は書面により甲に対して通知することにより、キャリア決済事業者加盟店契約を直ちに解約することができるものとする。

2. 前項の定めによりキャリア決済事業者加盟店契約が解約された場合、甲とPG間の本利用契約のうち、キャリア決済に関する部分も当然に終了するものとする。

3. PG及びキャリア決済事業者は、前二項に基づき、甲に損失、損害等が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとする。

**(事後効)**

第7条 本利用契約のうち、キャリア決済に関する本サービスに関連する部分が事由の如何を問わず終了した後においても、第6条第3項及び本条はなお無期限に有効とし、当該終了の日までに本利用契約に基づき発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は本利用契約の終了によって影響を受けない。

**《キャリア決済サービスにおいて代表加盟サービスを利用する場合における特則》**

**(適用範囲)**

第8条 本特則の規定は、利用規約第1章第2節の規定に付加し、PGが甲の代理人としてキャリア決済加盟店契約の締結申込を行うこと並びにかかる方法によって締結されたキャリア決済加盟店契約に基づくキャリア決済サービスに係る甲の通信販売に関してのみ適用される。本特則に定めのない事項については本規約及び利用規約第1章の定めによるものとし、本特則の定めと本規約の定めとが矛盾抵触する場合には本特則の定めによる。

**(代表加盟サービスの内容等)**

第9条 キャリア決済サービスにおける代表加盟サービスに関する本サービスの内容は、第1章第2節に定めるとおりとする。

**(代表加盟サービスの利用)**

第10条 キャリア決済サービスにおける代表加盟サービスに関する本サービスの利用は、第1章第2節に定めるとおりとする。

**(代表加盟サービスの利用の対価)**

第11条 甲は、キャリア決済サービスにおける代表加盟サービスに関する本サービス利用の対価として本申込書等記載の初期導入費用等並びにこれらに対する消費税等相当額をPGに支払う。その支払方法に関しては、利用規約第6条の規定を準用する。

**第2章 d払い決済 (CtoC) に関する特則**

**(適用範囲)**

第12条 本特則の規定は、本規約第1章に付加し、d払い決済 (CtoC) サービスに係る甲の通信販売に関して適用される。本特則に定めのない事項 (用語の定義を含む) については第1章の定めによるものとし、本特則の定めと第1章の定めとが矛盾抵触する場合には本特則の定めによる。

**(用語の定義)**

第13条 本章における用語の定義は以下の各号のとおりとする。

- |                        |  |
|------------------------|--|
| (1) 出店者                | 甲との間で甲の運営するインターネット上のショッピングモール、マーケットプレイス等 (以下「甲モール」と総称する) の使用を目的とする契約 (以下「出店契約」という) を締結している個人 |
| (2) 甲モール使用信用販売         | 出店者を売主とする信用販売であって、甲との間の出店契約に基づき甲モールを使用して締結されるもの  |
| (3) d払い決済 (CtoC)       | 出店者を売主とする商品の代金等を、NTTドコモへの当該代金等に係る立替払いの手段によって決済すること。その詳細はd払い決済加盟店契約の定めるところによる                 |
| (4) d払い決済 (CtoC) サービス  | PGが提供するd払い決済 (CtoC) による商品の代金等の決済の支援を目的としたデータ処理等を実施するサービスであって、本規約が定めるもの                       |
| (5) d払い決済 (CtoC) 加盟店契約 | 甲とNTTドコモとの間で締結されるd払い決済 (CtoC) に関する契約   |

#### (出店者の信用販売についての利用)

- 第14条 利用規約の定めにかかわらず、甲は、利用規約第1章及び本規約の定めに従って甲モール使用信用販売についてd払い決済(CtoC)サービスに関する本サービスを利用することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲が特定の出店者の甲モール使用信用販売に関してd払い決済(CtoC)サービスに関する本サービスを利用することができる状態になった後に、当該出店者の甲モール使用信用販売に関してd払い決済(CtoC)サービスに関する本サービスの利用を認めない旨の通知がPGから甲へなされた場合、甲は、当該通知を受けた日の翌日以降(PGから当該出店者の甲モール使用信用販売に関するd払い決済(CtoC)サービスに関する本サービスの最終利用可能日時)の通知を受けた場合には、当該最終利用可能日時の経過後、当該出店者を売主とする甲モール使用信用販売に関してはd払い決済(CtoC)サービスに関する本サービスを利用することができない。
3. PGは、前項の通知に係る出店者を売主とする甲モール使用信用販売に関してd払い決済(CtoC)サービスに関する本サービスの利用を認めない理由を甲及び当該出店者のいずれに対しても開示する義務を負わない。PGは、同項の通知によって当該通知に係る出店者の甲モール使用信用販売に関して甲がd払い決済(CtoC)サービスに関する本サービスを利用できなくなったことに関して、甲及び当該出店者のいずれに対しても、法律構成又は名目の如何にかかわらず、一切責任を負わない。
4. 出店者から当該出店者及びその甲モール使用信用販売に関する情報が甲及びPGによって取扱われる場合があることについて予め同意を得ることができない場合、甲は、当該出店者を売主とする甲モール使用信用販売についてd払い決済(CtoC)サービスに関する本サービスを利用してはならない。

#### ≪d払い決済(CtoC)サービスにおいて代表加盟サービスを利用する場合における特則≫

##### (d払い決済(CtoC)加盟店契約の締結に関する特則)

- 第15条 利用規約の定めに従い、甲とNTTドコモの間でd払い決済(CtoC)加盟店契約が成立した場合、甲は、d払い決済(CtoC)サービスに関する本サービスを利用する期間中、d払い決済(CtoC)加盟店契約を維持し、これを遵守するものとする。甲は、出店者の属性若しくは行為又は出店者に生じた事由に起因して甲がd払い決済(CtoC)加盟店契約に違反したこととならないよう、出店者において出店者を適切に義務づけるとともに、出店者に対する適切な説明と監督を行うものとする。

##### (引渡金の支払等に関する特則)

- 第16条 d払い決済(CtoC)サービスに関する本サービスにおける引渡金に関し、その支払、支払留保又は返金については利用規約第38条、第39条、第40条の定めに従う。
2. PGは、引渡金の全部又は一部を出店者に支払う義務を負わない。またPGは、甲がPGから支払を受けた引渡金の全部又は一部について出店者への支払を行うか否か及び甲が出店者に当該支払を行う場合に、いつ、いかなる金額をどのようにして当該支払を行うかについて何ら関与せず、いかなる責任も負わない。

##### (事後効)

- 第17条 本利用契約のうち、d払い決済(CtoC)サービスに関する本サービスに関連する部分が事由の如何を問わず終了した後においても、第16条及び本条はなお無期限に有効とし、当該終了の日までに本利用契約に基づき発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は本利用契約の終了によって影響を受けない。

### 第3章 ソフトバンクまとめて支払い(B)【継続課金】決済に関する特則

#### (適用範囲)

- 第18条 本特則の規定は、本規約第1章に付加し、ソフトバンクまとめて支払い(B)【継続課金】決済サービスに係る甲の通信販売に関して適用される。本特則に定めのない事項(用語の定義を含む)については第1章の定めによるものとし、本特則の定めと第1章の定めとが矛盾抵触する場合には本特則の定めによる。
2. ソフトバンクまとめて支払い(B)【継続課金】決済サービスにおいては、代表加盟サービスを利用することはできない。

#### (用語の定義)

- 第19条 本章における用語の定義は以下の各号のとおりとする。

(1) ソフトバンクまとめて支払い(B)【継続課金】決済

ソフトバンクまとめて支払い(B)決済であって、かつ、継続的取引又は/及び定期取引の代金等につき毎月実行される継続課金を対象とするもの。その詳細はソフトバンクまとめて支払い(B)【継続課金】加盟店契約の定めるところによる

(2) ソフトバンクまとめて支払い(B)【継続課金】決済サービス

PGが提供するソフトバンクまとめて支払い(B)【継続課金】決済による商品の代金等の決済の支援を目的としたデータ処理等を実施するサービスであって、本規約が定めるもの

(3) ソフトバンクまとめて支払い(B)【継続課金】加盟店契約

本加盟店契約のうち、甲とSB等との間で締結されるソフトバンクまとめて支払い(B)【継続課金】決済に関する契約

#### (甲の遵守事項等に関する特則)

- 第20条 PGは、ソフトバンクまとめて支払い（B）【継続課金】加盟店契約の締結に関与せず、ソフトバンクまとめて支払い（B）【継続課金】加盟店契約の成否又は内容に関して何らの責任も負わない。
2. 甲は、ソフトバンクまとめて支払い（B）【継続課金】加盟店契約が終了すると明らかになった（終了事由の如何を問わない）場合は、すみやかにPGに対し、終了原因、終了時期、当該終了時期の時点でソフトバンクまとめて支払い（B）【継続課金】決済サービスを決済手段として選択している甲の取引を通知しなければならない。
  3. 甲は、自己の責任において、買主に対し当該買主との間の決済をソフトバンクまとめて支払い（B）【継続課金】決済によって行うことの説明を十分に行い、これに対する買主の承諾を得なければならない。甲と買主が代金等の決済をソフトバンクまとめて支払い（B）【継続課金】決済によって行ったことから生じた甲と買主との間の紛争について、PGは何らの責任も負わない。

**（事後効）**

- 第21条 本利用契約のうち、ソフトバンクまとめて支払い（B）【継続課金】決済サービスに関する本サービスに関連する部分が事由の如何を問わず終了した後においても、第20条及び本条はなお無期限に有効とし、当該終了の日までに本利用契約に基づき発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は本利用契約の終了によって影響を受けない。

以上